- 1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(1216))
- 2. 日 時: 平成30年8月24日10時00分~12時30分 13時30分~19時30分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

義崎管理官補佐、中川上席安全審査官、正岡主任安全審査官、田尻安全審査官

# 事業者:

日本原子力発電株式会社:東海第二発電所 品質保証室 室長 他35名

東北電力株式会社:原子力品質保証 主査 他8名

東京電力ホールディングス株式会社:原子力設備管理部 設備技術グループ 担当

他6名

中部電力株式会社:原子力部 設備設計グループ 副長 他6名

北陸電力株式会社:志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 担当 他5名

中国電力株式会社:電源事業本部(原子力品質保証) 副長 他8名

電源開発株式会社:原子力技術部 設備技術室 担当 他6名

## 5. 要旨

(1)日本原子力発電から、8月21日、22日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電 所の工事計画認可申請書のうち、要目表、竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説 明書、基本設計方針、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書について説 明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

#### 【要目表関係】

○ 新設する代替燃料プール冷却系熱交換器の容量の妥当性について、設計条件及び計算 過程等を整理して提示すること。

## 【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書関係】

○ ディーゼル発電機のルーフベントファンに対する防護鋼板設置位置の妥当性について 整理して提示すること。

# 【設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書関係】

○ 緊急時対策所の機能に係る設計について、照明に関する設備仕様の確認内容を説明すること。

## 【基本設計方針関係】

- 技術基準規則第54条への適合性について、先行プラントと東海第二発電所の設計方 針や設備等の相違を踏まえ、東海第二発電所の基本設計方針を記載すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

# 6. その他

# 提出資料:

- ・日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 核燃料物質の取扱施設及び 貯蔵施設のうち 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (代替燃料プール冷却系) (本文)
- ・工事計画に係る補足説明資料 補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】